

1. 県税の税率等の変遷

(1) 税率等の変遷(税目別)

税目	区分	令和元年度	令和2年度								
		円	円								
県民税	個人	均等割	1,000	《平成26年度から令和5年度まで》 1,500							
		所得割	前年所得の	4/100 指定都市の区域内に住所を有する者について、2/100							
	法人	均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000							
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000							
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000							
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000							
			資本金等の額が1千万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	20,000							
	法人税割	標準税率	法人税額の	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》							
		超過税率	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2/100 \\ 4/100 \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 1.0/100 \\ 1.8/100 \end{array} \right.$							
	利子割	利子等の額の	5.0/100								
配当割	特定配当等の額の	5.0/100									
株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡所得金額の	5.0/100									
事業税	個人	事業主控除額	2,900,000								
		第3種事業	第1種事業	前年所得の	$\left\{ \begin{array}{l} 5.0/100 \\ 4.0/100 \\ 5.0/100 \\ 3.0/100 \end{array} \right.$						
			第2種事業								
			下記以外のもの あん摩業等								
	法人	外形標準課税適用法人	電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入割額の	0.9/100	1.0/100	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》	《令和2年4月1日から開始する事業年度より》 電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人を対象とした税制改正		
				付加価値割	付加価値割額の				0.75/100		
				資本割	資本金等の額の				0.37/100 0.15/100		
		外形標準課税適用法人以外	上記以外の事業	所得割	所得のうち年400万円以下	0.3/100	0.4/100	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》			
					年400万円超800万円以下	0.5/100	0.7/100				
					年800万円超	0.7/100	1.0/100				
					3以上の都道府県に事務所等を有する場合の所得	0.7/100	1.0/100				
			付加価値割	付加価値額の	1.2/100						
			資本割	資本金等の額の	0.5/100						
			上記以外の事業	電気、ガス供給業、保険業	所得割額	収入割	収入割額の	0.9/100	1.0/100	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》	《令和2年4月1日から開始する事業年度より》 電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人を対象とした税制改正
						所得金額の				0.75/100 1.85/100	
普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下		3.4/100	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 3.5/100						
特別法人	所得割	年400万円超800万円以下	5.1/100	5.3/100							
		年800万円超	6.7/100	7.0/100							
所得割	所得のうち年400万円以下	3.4/100	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 3.5/100								
		年400万円超	4.6/100	4.9/100							
所得割	資本金等の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得	6.7/100	7.0/100								
		4.6/100	4.9/100								
地方消費税	税率	消費税額の	17/63	《令和元年10月1日より》 22/78							
不動産取得税	免税点	土地	100,000								
		建築物	230,000								
		その他	120,000								
	税率	住宅を建築した場合の特例控除(既存住宅控除)	12,000,000	《令和2年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000	《令和4年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000						
		住宅を建築する土地の取得に対する税額控除	45,000								
	税率	住宅・土地取得の特例税率	不動産の価格の	$\left\{ \begin{array}{l} 4/100 \\ 4/100 \end{array} \right.$	《令和3年3月31日取得分まで》 3/100						
		その他									
果たばこ税	旧3級品以外のたばこ	1,000本につき	860	《令和元年10月1日より》	《令和2年10月1日より》						
	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	656	930	1,000						

令和3年度	令和4年度	令和5年度
	<p>《令和4年4月1日から開始する事業年度より》 ガス供給業のうち、導管事業及び特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う者に係る法人事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課することとする。</p> <p>0.48/100 0.77/100 0.32/100</p>	
	<p>《令和4年4月1日から開始する事業年度より》 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。</p> <p>所得金額の 1.0/100</p>	
	<p>《令和4年4月1日から開始する事業年度より》 ガス供給業のうち、導管事業及び特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う者以外の法人については、普通法人と同様の課税方式に変更。</p>	
《令和6年3月31日取得分まで》 3/100	<p>《令和6年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000</p>	
《令和3年10月1日より》		
1,070		

税 目	区 分	令和元年度	令和2年度
ゴルフ場 利用税	ゴルフ場（等級） 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級	1日1人につき 1,200 1,150 1,050 950 900 800 750 650 600 500 400 350	
自動車税 （種別割）	乗用車 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの 総排気量が1L以下 " が1L～1.5L " が1.5L～2L " が2L～2.5L " が2.5L～3L " が3L～3.5L " が3.5L～4L " が4L～4.5L " が4.5L～6L " が6L超 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの 総排気量が1L以下 " が1L～1.5L " が1.5L～2L " が2L～2.5L " が2.5L～3L " が3L～3.5L " が3.5L～4L " が4L～4.5L " が4.5L～6L " が6L超 ト 最大積載量が1t以下 " が1t超2t以下 ラ " が2t超3t以下 " が3t超4t以下 ッ " が4t超5t以下 " が5t超6t以下 ク " が6t超7t以下 " が7t超8t以下 " が8t超 貨客兼用車1L以下 貨客兼用車1L～1.5L 貨客兼用車1.5L超 けん引車（小型自動車） けん引車（普通自動車） 被けん引車（小型自動車） 被けん引車（普通自動車）8t以下 被けん引車（普通自動車）8t超 バス 乗用 乗車定員が30人以下 " が30人超40人以下 " が40人超50人以下 " が50人超60人以下 " が60人超70人以下 " が70人超80人以下 " が80人超 乗用以外 乗車定員が30人以下 " が30人超40人以下 " が40人超50人以下 " が50人超60人以下 " が60人超70人以下 " が70人超80人以下 " が80人超 小型三輪 特種 壱きゅう車（普通自動車） 壱きゅう車（小型自動車） 用 医療用自動車（普通自動車） 医療用自動車（小型自動車） 用途 運送用＜最大積載量の定めあり＞ 最大積載量が1t以下 " が1t超2t以下 " が2t超3t以下 " が3t超4t以下 " が4t超5t以下 " が5t超6t以下 " が6t超7t以下 " が7t超8t以下 " が8t超 運送用＜最大積載量の定めなし＞ 普通自動車 総排気量が3L以下 " が3L超6L以下 " が6L超9L以下 " が9L超12L以下 " が12L超15L以下 " が15L超 小型自動車 作業用 普通自動車 総排気量が3L以下 " が3L超6L以下 " が6L超9L以下 " が9L超12L以下 " が12L超15L以下 " が15L超 小型自動車	《令和元年10月1日より「自動車税（種別割）」に名称変更》 自家用（営業用） 29,500（7,500） 34,500（8,500） 39,500（9,500） 45,000（13,800） 51,000（15,700） 58,000（17,900） 66,500（20,500） 76,500（23,600） 88,000（27,200） 111,000（40,700） 25,000（7,500） 30,500（8,500） 36,000（9,500） 43,500（13,800） 50,000（15,700） 57,000（17,900） 65,500（20,500） 75,500（23,600） 87,000（27,200） 110,000（40,700） 8,000（6,500） 11,500（9,000） 16,000（12,000） 20,500（15,000） 25,500（18,500） 30,000（22,000） 35,000（25,500） 40,500（29,500） 8tを超える部分1tまでごとに6,300円（4,700円）を加算した額 5,200（3,700） 6,300（4,700） 8,000（6,300） 10,200（7,500） 20,600（15,100） 5,300（3,900） 10,200（7,500） 8tを超える部分1tまでごとに5,100円（3,800円）を加算した額 12,000（12,000） 14,500（14,500） 17,500（17,500） 20,000（20,000） 22,500（22,500） 25,500（25,500） 29,000（29,000） 33,000（26,500） 41,000（32,000） 49,000（38,000） 57,000（44,000） 65,500（50,500） 74,000（57,000） 83,000（64,000） 6,000（4,500） 14600（14,600） 7300（7,300） 19400（19,400） 9700（9,700） 8,000（6,500） 11,500（9,000） 16,000（12,000） 20,500（15,000） 25,500（18,500） 30,000（22,000） 35,000（25,500） 40,500（29,500） 8tを超える部分1tまでごとに6,300円（4,700円）を加算した額 自家用（営業用） 11,500（9,000） 20,500（15,000） 30,000（22,000） 40,500（29,500） 53,100（38,900） 65,700（48,300） 11,500（9,000） 11,500（9,000） 20,500（15,000） 30,000（22,000） 40,500（29,500） 53,100（38,900） 65,700（48,300） 11,500（9,000）	令和元年度と同様

令和3年度 円	令和4年度 円	令和5年度
<p>●グリーン化税制</p> <p>●軽課対象車 令和3・4年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>○電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車⇒通常の税率の概ね75%軽課</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成17年排出ガス基準75%低減以上達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上達成しているガソリン・LPG車について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合のクリーンディーゼル乗用車（ハイブリッド車を含む）について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p> <p>●重課対象車 令和元年度と同様</p>	<p>令和3年度と同様</p>	<p>●グリーン化税制</p> <p>●軽課対象車 令和5・6年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>○電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車⇒通常の税率の概ね75%軽課</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成17年排出ガス基準75%低減以上達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上達成しているガソリン・LPG車について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合のクリーンディーゼル乗用車（ハイブリッド車を含む）について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽課 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽課</p> <p>●重課対象車 令和元年度と同様</p>

税 目	区 分	令和元年度	令和2年度	
		円	円	
	被けん引車<最大積載量の定めあり> 普通自動車 最大積載量8ト以下 最大積載量8ト超 小型自動車 最大積載量4ト以下 最大積載量4ト超 被けん引車<最大積載量の定めなし> 普通自動車 小型自動車 キャンピング車 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの 総排気量が1L以下 " が1L～1.5L " が1.5L～2L " が2L～2.5L " が2.5L～3L " が3L～3.5L " が3.5L～4L " が4L～4.5L " が4.5L～6L " が6L超 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの 総排気量が1L以下 " が1L～1.5L " が1.5L～2L " が2L～2.5L " が2.5L～3L " が3L～3.5L " が3.5L～4L " が4L～4.5L " が4.5L～6L " が6L超 その他 普通自動車 小型自動車（四輪） 小型自動車（三輪）	8 t を超える部分 1 t までごとに5,100円 (3,800円) を加算した額 10,200 (7,500) 5,300 (3,900) 10,200 (7,500) 10,200 (7,500) 5,300 (3,900) 23,600 - 27,600 - 31,600 - 36,000 - 40,800 - 46,400 - 53,200 - 61,200 - 70,400 - 88,000 - 20,000 - 24,400 - 28,800 - 34,800 - 40,000 - 45,600 - 52,400 - 60,400 - 69,600 - 88,000 - 25,500 (18,500) 16,000 (12,300) 6,000 (4,500)		
鉱 区 税	砂鉱を目的としない鉱区 試験 百アール 採掘 百アール 砂鉱を目的とする鉱区 百アール 石油又は可燃天然ガスを目的とする鉱区 試験 百アール 採掘 百アール	200 400 200 200×2/3 400×2/3	(川床に存するものについては、千メートルごとに600附則税率)	
固定資産税	大規模償却資産	1.4/100		
狩 猟 税	第一種（空気銃以外の銃器）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの 第一種（空気銃以外の銃器）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者 第二種（空気銃）狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	16,500 11,000 8,200 5,500 5,500	有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置（平成31年3月31日までの登録に限る） ・対象鳥獣捕獲員に対する課税免除 対象鳥獣捕獲員に任命された鳥獣対策実施隊員が狩猟者登録した場合、狩猟税が免除される。 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除 捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（従事者証の交付を受けた者）が狩猟者登録をした場合、狩猟税が免除される。 ・許可捕獲者の従事者に対する軽減 狩猟者登録の申請をする日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法の許可を受け捕獲等を行った場合、税率が2分の1に軽減される。前年度に本軽減措置を受け、新年度に引き続き同軽減措置を受ける場合、前年度登録後の許可捕獲の従事実績が必要となる。	有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置を令和6年3月31日まで延長。
自動車取得税	免 税 点 営業車及び軽自動車 自 家 用 車	本則 150,000 暫定 500,000 本則税率 3/100 暫定税率 2/100 3/100	<令和元年9月30日取得分までで廃止> 自動車取得税額の時限的軽減措置（平成31年4月1日から令和元年9月30日）（新車） ・全額免除適用車 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」） プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車 （「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」） ※その他軽減措置適用車については別表（1）自動車取得税の軽減税率の変せん参照 （中古車） ・45万円を課税標準額から控除 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」） プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車（「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」） ※その他控除適用車については別表（2）自動車取得税の課税標準控除額の変せんを参照	

令和3年度 円	令和4年度 円	令和5年度

税 目	区 分	令和元年度	令和2年度	
自動車税 (環境性能割)	免 税 点	500,000 () 内は営業用	令和元年度と同様	
	電気自動車等 (電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準からNOx 10%低減達成)、プラグインハイブリッド車)	非課税 (非課税)	令和元年度と同様	
	ガソリン自動車・LPG自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		令和元年度と同様	
	乗用車	★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成	非課税 (非課税)	★★★★: 「平成17年排ガス基準75%低減」又は 「平成30年排ガス基準50%低減」 ★★★: 「平成17年排ガス基準50%低減」又は
		★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成	非課税 (非課税)	
		★★★★かつ令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (0.5/100)	
		★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	
		上記以外	2.0/100 (2.0/100)	
	車両重量2.5t以下のバス・トラック	★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成	非課税 (非課税)	
		★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)	
		★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	
		上記以外	3.0/100 (2.0/100)	
	車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成または ★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)	
		★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成または ★★★かつ27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)	
		★★★★かつ27年度燃費基準達成または ★★★かつ27年度燃費基準+5%達成	2.0/100 (1.0/100)	
		上記以外	3.0/100 (2.0/100)	
	クリーンディーゼル車 (平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合)	非課税 (非課税)	令和元年度と同様	
	ディーゼル自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		令和元年度と同様	
	車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)	平成30年排出ガス適合基準等: 平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準
		30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)	
30年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準達成 または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成		2.0/100 (1.0/100)		
上記以外		3.0/100 (2.0/100)		
車両重量3.5t超のバス・トラック	28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+10%達成または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)	平成28年排出ガス適合基準等: 平成28年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準	
	28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準+5%達成または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)		
	28年排出ガス適合基準等達成かつ27年度燃費基準達成または 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成	2.0/100 (1.0/100)		
	上記以外	3.0/100 (2.0/100)		

令和3年度	令和4年度	令和5年度																																										
令和元年度と同様	令和元年度と同様	令和元年度と同様																																										
令和元年度と同様	令和元年度と同様	令和元年度と同様																																										
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">臨時的軽減措置(～R3.12.31)適用中の税率で記載</div>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">税率 (～ R3.12.31)</th> <th style="text-align: center;">税率 (R4.1.1～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成または令和2年度燃費基準123%達成</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成または令和2年度燃費基準109%達成</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (非課税)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和12年度燃費基準65%達成または令和2年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (0.5/100)</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (0.5/100)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (1.0/100)</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (1.0/100)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (2.0/100)</td> <td style="text-align: center;">3.0/100 (2.0/100)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準+5%達成バスまたは★★★かつ27年度燃費基準+25%達成トラック</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バスまたは★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (0.5/100)</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (0.5/100)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (1.0/100)</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (1.0/100)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3.0/100 (2.0/100)</td> <td style="text-align: center;">3.0/100 (2.0/100)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成場バス ・★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成 ・★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バス </td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> <td style="text-align: center;">非課税 (非課税)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (0.5/100)</td> <td style="text-align: center;">1.0/100 (0.5/100)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (1.0/100)</td> <td style="text-align: center;">2.0/100 (1.0/100)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3.0/100 (2.0/100)</td> <td style="text-align: center;">3.0/100 (2.0/100)</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (～ R3.12.31)	税率 (R4.1.1～)	★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成または令和2年度燃費基準123%達成	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)	★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成または令和2年度燃費基準109%達成	非課税 (非課税)	1.0/100 (非課税)	★★★★かつ令和12年度燃費基準65%達成または令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (0.5/100)	2.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)	上記以外	2.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)	★★★★かつ令和2年度燃費基準+5%達成バスまたは★★★かつ27年度燃費基準+25%達成トラック	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バスまたは★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成場バス ・★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成 ・★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バス 	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)	★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)	令和3年度と同様	令和3年度と同様 ※ (R6.1.1～下記税率により課税)
	税率 (～ R3.12.31)	税率 (R4.1.1～)																																										
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成または令和2年度燃費基準123%達成	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成または令和2年度燃費基準109%達成	非課税 (非課税)	1.0/100 (非課税)																																										
★★★★かつ令和12年度燃費基準65%達成または令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (0.5/100)	2.0/100 (0.5/100)																																										
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)																																										
上記以外	2.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)																																										
★★★★かつ令和2年度燃費基準+5%達成バスまたは★★★かつ27年度燃費基準+25%達成トラック	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バスまたは★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)																																										
★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)																																										
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成場バス ・★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成 ・★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成トラック ・★★★★かつ令和2年度燃費基準達成バス 	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)																																										
★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成または★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)																																										
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)																																										
令和元年度と同様	令和元年度と同様	令和元年度と同様 ※ (R6.1.1～ガソリン車と同様の燃費基準で課税)																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・30年排出ガス適合基準等達成または21年排出ガス基準10%低減+令和2年度燃費基準達成バス ・30年排出ガス適合基準等達成または21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+15%達成 	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準達成バス ・21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+20%達成トラック 	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・30年排出ガス適合基準等達成または21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+10%達成 ・21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成 	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・30年排出ガス適合基準等達成または21年排出ガス基準10%低減+27年度燃費基準+5%達成 ・21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成 	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)																																										
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)																																										
28年度排出ガス基準適合または21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成	非課税 (非課税)	非課税 (非課税)																																										
28年度排出ガス基準適合または21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成	1.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)																																										
28年度排出ガス基準適合または21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成	2.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)																																										
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	3.0/100 (2.0/100)																																										

税目	区分	令和元年度		令和2年度	
		円		円	
乗 用 車	ガソリン車				
	LPG車				
	クリーンディーゼル車 (平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車)				
ト ラ ン ク	車両重量が2.5t以下				
	車両重量が2.5t超 3.5t以下	ガソリン車			
		クリーンディーゼル車 (平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車)			
		クリーンディーゼル車 (平成21年排出ガス適合車)			
		上記以外			
	車両重量が3.5t超	クリーンディーゼル車 (平成28年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車)			
上記以外					
バ ス	車両重量が3.5t以下	ガソリン車			
		クリーンディーゼル車 (平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車)			
		クリーンディーゼル車 (平成21年排出ガス基準適合車)			
		上記以外			
	車両重量が3.5t超	クリーンディーゼル車 (平成28年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減車)			
		上記以外			
	上記いずれにも該当しない車両				
軽油引取税	1キロリットル当たり	本則税率 15,000 特例税率 32,100	(法律で定める日まで)		

令和3年度	令和4年度	令和5年度
円	円	<p>(R6.1.1~)下記税率により課税</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準123%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準116%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準102%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準達成</p> <p>上記以外</p>
		<p>★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準123%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準116%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準102%達成</p> <p>★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成または令和2年度燃費基準達成</p> <p>上記以外</p>
		<p>令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車または令和2年度燃費基準123%達成車</p> <p>令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車または令和2年度燃費基準116%達成車</p> <p>令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車または令和2年度燃費基準102%達成車</p> <p>令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車または令和2年度燃費基準達成車</p> <p>上記以外</p>
		<p>★★★★かつ令和4年度燃費基準105%達成トラック</p> <p>★★★★かつ令和4年度燃費基準達成トラック</p> <p>★★★★かつ令和4年度燃費基準95%達成トラック</p> <p>上記以外</p>
		<p>★★★★かつR4年度燃費基準達成車</p> <p>★★★★かつR4年度燃費基準95%達成車</p> <p>★★★★かつR4年度燃費基準105%達成車</p> <p>★★★★かつR4年度燃費基準達成車</p> <p>★★★★かつR4年度燃費基準95%達成車</p> <p>令和4年度燃費基準達成車</p> <p>令和4年度燃費基準95%達成車</p> <p>令和4年度燃費基準105%達成車</p> <p>令和4年度燃費基準達成車</p> <p>令和4年度燃費基準95%達成車</p> <p>上記以外</p>
		<p>平成27年度燃費基準15%向上達成車</p> <p>平成27年度燃費基準10%向上達成車</p> <p>平成27年度燃費基準5%向上達成車</p> <p>上記以外</p>
		<p>★★★★かつ令和2年度燃費基準105%達成車</p> <p>★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車</p> <p>★★★★かつ令和2年度燃費基準110%達成車</p> <p>★★★★かつ令和2年度燃費基準105%達成車</p> <p>★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車</p> <p>令和2年度燃費基準105%達成車</p> <p>令和2年度燃費基準達成車</p> <p>令和2年度燃費基準110%達成車</p> <p>令和2年度燃費基準105%達成車</p> <p>令和2年度燃費基準達成車</p> <p>上記以外</p>
		<p>平成27年度燃費基準15%向上達成車</p> <p>平成27年度燃費基準10%向上達成車</p> <p>平成27年度燃費基準5%向上達成車</p> <p>上記以外</p>

(2) 自動車取得税の軽減率の変遷 (新車)

A 乗用車

軽減率	平成27～28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 又は 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成
80%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
60%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
40%軽減 (～30年度) 25%軽減 (元年度～)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準達成 又は 27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★ 又は ★★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成27～28年度		平成29～元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★又は ★★★★★	27年度燃費基準+25%達成
80%軽減	★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★又は ★★★★★	27年度燃費基準+20%達成
60%軽減	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は ★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
40%軽減	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は ★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は ★★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準達成	-	-
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成		

★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設)

D バス・トラック2.5t超3.5t以下（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成		

(※)平成29年度税制改正により創設

E バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	-	-	-	-
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	-	-	-	-
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	-	-		

(※)平成28年度税制改正により創設

(3) 自動車取得税の課税標準控除額の変遷 (中古車)

A 乗用車 (ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29年度		平成30～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 令和2年度燃費基準+40%達成
35万円 (27～28年度、 30～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
25万円	-	-	★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
15万円	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準達成 27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★ 又は ★★★★	27年度燃費基準+25%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	27年度燃費基準+20%達成
25万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★ 又は ★★★★	27年度燃費基準+15%達成
15万円	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	27年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★ 又は ★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★ 又は ★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
25万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
			★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
15万円	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★	27年度燃費基準達成
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正より「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設)

D バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車のみ））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
25万円	-	-	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成
			21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
15万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	28年排出ガス規制適合(※)	

(※)平成29年度税制改正より創設